

# 八幡平市農地賃借料情報

農地法第52条に基づき、令和3年9月から令和4年8月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）を公表します。

なお、この情報は参考です。賃借料を決める場合は、圃場条件や社会情勢を勘案し、当事者間で十分協議してください。

令和5年1月25日

八幡平市農業委員会

## 1. 田（水稻）の部

（金額：年額）

締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額
西根地区	大更	2,700円	4,700円	1,000円
	田頭			
	平笠			
	平館、堀切	2,600円	4,700円	900円
	西根寺田、帷子、上関、荒木田			
松尾地区	松尾	2,800円	4,600円	1,100円
	野駄	2,800円	4,700円	900円
	松尾寄木	2,500円	4,600円	500円
安代地区	細野、畑	3,000円	4,900円	1,200円
	荒屋			
	五日市、浅沢			
	田山、館市			
（参考）八幡平市平均		2,600円		

## 2. 畑（普通畑）の部

（金額：年額）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
西根地区	3,400円	6,400円	1,000円
松尾地区	2,300円	3,100円	1,000円
安代地区	1,000円	1,500円	400円
（参考）八幡平市平均	2,900円		

## 3. りんどうの部

（金額：年額）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
市内全域	5,000円	7,500円	1,500円

## 4. 牧草の部

（金額：年額）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
西根地区全域	2,200円	4,100円	700円
松尾地区全域	2,000円	2,900円	800円
安代地区全域	-	-	-
（参考）八幡平市平均	2,200円		

\* 1 農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借を集計したものです。

\* 2 賃貸借件数が少ない地区については、近隣地区と令和3年度実績をもとに金額を算出しています。

\* 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

\* 4 物納は金換算し、使用貸借（賃借料0円）は、対象から除いています。

農地の賃貸借等に関する問合せ

八幡平市農業委員会事務局（0195-74-2111）